

議案第 15 号

世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 26 日

(提出者)
世田谷区教育委員会
教育長 知久 孝之

(提案説明)

中央図書館の開館時間を変更するため、世田谷区立図書館館則を改正する。

世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則

世田谷区立図書館館則（昭和 5 7 年 6 月世田谷区教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「午前 1 0 時」を「午前 9 時」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 2 2 日から施行する。

世田谷区立図書館館則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立図書館館則 昭和57年6月1日世教委規則第7号 改正 昭和60年2月19日世教委規則第3号 昭和63年7月25日世教委規則第6号 平成4年7月15日世教委規則第13号 平成5年6月24日世教委規則第4号 平成7年3月15日世教委規則第2号 平成11年3月24日世教委規則第6号 平成12年3月31日世教委規則第3号 平成13年3月30日世教委規則第16号 平成14年3月29日世教委規則第8号 平成14年5月15日世教委規則第18号 平成18年7月14日世教委規則第20号 平成22年12月17日世教委規則第18号 平成24年3月30日世教委規則第5号 平成25年9月27日世教委規則第8号 平成26年3月28日世教委規則第8号 平成28年3月11日世教委規則第6号 平成28年8月1日世教委規則第14号 平成31年2月15日世教委規則第1号 令和3年12月10日世教委規則第20号 令和4年3月11日世教委規則第5号 <u>令和6年○月○日世教委規則第○号</u> 世田谷区立図書館館則 東京都世田谷区立図書館館則（昭和42年3月東京都世田谷区教育委	○世田谷区立図書館館則 昭和57年6月1日世教委規則第7号 改正 昭和60年2月19日世教委規則第3号 昭和63年7月25日世教委規則第6号 平成4年7月15日世教委規則第13号 平成5年6月24日世教委規則第4号 平成7年3月15日世教委規則第2号 平成11年3月24日世教委規則第6号 平成12年3月31日世教委規則第3号 平成13年3月30日世教委規則第16号 平成14年3月29日世教委規則第8号 平成14年5月15日世教委規則第18号 平成18年7月14日世教委規則第20号 平成22年12月17日世教委規則第18号 平成24年3月30日世教委規則第5号 平成25年9月27日世教委規則第8号 平成26年3月28日世教委規則第8号 平成28年3月11日世教委規則第6号 平成28年8月1日世教委規則第14号 平成31年2月15日世教委規則第1号 令和3年12月10日世教委規則第20号 令和4年3月11日世教委規則第5号 世田谷区立図書館館則 東京都世田谷区立図書館館則（昭和42年3月東京都世田谷区教育委

改正後	改正前
員会規則第2号)の全部を改正する。 (目的) 第1条 この規則は、世田谷区立図書館(以下「館」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 中央図書館 世田谷区立図書館条例(昭和41年10月世田谷区条例第44号。以下「条例」という。)別表第1の1の部に定める中央図書館をいう。 (2) 地域図書館 条例別表第1の2の部に定める地域図書館をいう。 (休館日) 第3条 中央図書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) 1月1日から同月3日まで (2) 12月29日から同月31日まで (3) 館内整理日 毎月の最後の木曜日(これらの月に次号の特別整理期間があるときを除く。)。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)又は10月27日から同月31日まで、12月28日、同月29日若しくは同月31日に当たるときは、その日の属する週の前の週の木曜日とする。 (4) 特別整理期間 1年のうち中央図書館の事情に応じて9日以内において中央図書館の長(以下「中央図書館長」という。)が定める期間 2 地域図書館(世田谷区立梅丘図書館(以下「梅丘図書館」という。)、世田谷区立世田谷図書館(以下「世田谷図書館」という。)、世田谷区立砧図書館(以下「砧図書館」という。)、世田谷区立代田図	員会規則第2号)の全部を改正する。 (目的) 第1条 この規則は、世田谷区立図書館(以下「館」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 中央図書館 世田谷区立図書館条例(昭和41年10月世田谷区条例第44号。以下「条例」という。)別表第1の1の部に定める中央図書館をいう。 (2) 地域図書館 条例別表第1の2の部に定める地域図書館をいう。 (休館日) 第3条 中央図書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) 1月1日から同月3日まで (2) 12月29日から同月31日まで (3) 館内整理日 毎月の最後の木曜日(これらの月に次号の特別整理期間があるときを除く。)。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)又は10月27日から同月31日まで、12月28日、同月29日若しくは同月31日に当たるときは、その日の属する週の前の週の木曜日とする。 (4) 特別整理期間 1年のうち中央図書館の事情に応じて9日以内において中央図書館の長(以下「中央図書館長」という。)が定める期間 2 地域図書館(世田谷区立梅丘図書館(以下「梅丘図書館」という。)、世田谷区立世田谷図書館(以下「世田谷図書館」という。)、世田谷区立砧図書館(以下「砧図書館」という。)、世田谷区立代田図

改正後	改正前
書館（以下「代田図書館」という。）、世田谷区立烏山図書館（以下「烏山図書館」という。）、世田谷区立下馬図書館（以下「下馬図書館」という。）、世田谷区立尾山台図書館（以下「尾山台図書館」という。）及び世田谷区立経堂図書館（以下「経堂図書館」という。）を除く。以下この項及び次条において同じ。）の休館日は、次のとおりとする。 (1) 定期休館日 月曜日（その日が休日に当たる場合は、その直後の休日でない日） (2) 1月1日から同月3日まで (3) 12月29日から同月31日まで (4) 館内整理日 1年のうち地域図書館の事情に応じて4日以内において中央図書館長が定める日 (5) 特別整理期間 1年のうち地域図書館の事情に応じて5日以内において中央図書館長が定める期間 3 梅丘図書館、世田谷図書館、砧図書館、代田図書館、烏山図書館、下馬図書館、尾山台図書館及び経堂図書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) 1月1日から同月3日まで (2) 12月29日から同月31日まで (3) 館内整理日 次のとおりとする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の属する週の前の週の木曜日とする。 ア 世田谷図書館、砧図書館、代田図書館、烏山図書館及び下馬図書館 毎月の第2木曜日（これらの月に次号の特別整理期間があるときを除く。） イ 梅丘図書館、尾山台図書館及び経堂図書館 毎月の第3木曜日（これらの月に次号の特別整理期間があるときを除く。） (4) 特別整理期間 1年のうち梅丘図書館、世田谷図書館、砧図書館、代田図書館、烏山図書館、下馬図書館、尾山台図書館及び	書館（以下「代田図書館」という。）、世田谷区立烏山図書館（以下「烏山図書館」という。）、世田谷区立下馬図書館（以下「下馬図書館」という。）、世田谷区立尾山台図書館（以下「尾山台図書館」という。）及び世田谷区立経堂図書館（以下「経堂図書館」という。）を除く。以下この項及び次条において同じ。）の休館日は、次のとおりとする。 (1) 定期休館日 月曜日（その日が休日に当たる場合は、その直後の休日でない日） (2) 1月1日から同月3日まで (3) 12月29日から同月31日まで (4) 館内整理日 1年のうち地域図書館の事情に応じて4日以内において中央図書館長が定める日 (5) 特別整理期間 1年のうち地域図書館の事情に応じて5日以内において中央図書館長が定める期間 3 梅丘図書館、世田谷図書館、砧図書館、代田図書館、烏山図書館、下馬図書館、尾山台図書館及び経堂図書館の休館日は、次のとおりとする。 (1) 1月1日から同月3日まで (2) 12月29日から同月31日まで (3) 館内整理日 次のとおりとする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日の属する週の前の週の木曜日とする。 ア 世田谷図書館、砧図書館、代田図書館、烏山図書館及び下馬図書館 毎月の第2木曜日（これらの月に次号の特別整理期間があるときを除く。） イ 梅丘図書館、尾山台図書館及び経堂図書館 毎月の第3木曜日（これらの月に次号の特別整理期間があるときを除く。） (4) 特別整理期間 1年のうち梅丘図書館、世田谷図書館、砧図書館、代田図書館、烏山図書館、下馬図書館、尾山台図書館及び

改正後	改正前
経堂図書館のそれぞれの事情に応じて5日以内において中央図書館長が定める期間	経堂図書館のそれぞれの事情に応じて5日以内において中央図書館長が定める期間
4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者（条例第5条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が管理する館の休館日は、当該指定管理者が、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て、臨時に定め、又は変更することができる。	4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者（条例第5条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が管理する館の休館日は、当該指定管理者が、世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）の承認を得て、臨時に定め、又は変更することができる。
5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めたときは、臨時に休館日を定め、又は変更することができる。 （開館時間）	5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めたときは、臨時に休館日を定め、又は変更することができる。 （開館時間）
第4条 中央図書館の開館時間は、午前<u>9</u>時から午後7時までとする。ただし、月曜日、休日、1月4日、日曜日に当たる5月3日から同月5日まで及び12月28日は、午前<u>9</u>時から午後5時までとする。	第4条 中央図書館の開館時間は、午前<u>10</u>時から午後7時までとする。ただし、月曜日、休日、1月4日、日曜日に当たる5月3日から同月5日まで及び12月28日は、午前<u>10</u>時から午後5時までとする。
2 地域図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、休日、1月4日、日曜日に当たる5月3日から同月5日まで及び12月28日は、午前9時から午後5時までとする。	2 地域図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、休日、1月4日、日曜日に当たる5月3日から同月5日まで及び12月28日は、午前9時から午後5時までとする。
3 砧図書館、代田図書館及び尾山台図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、月曜日、休日、1月4日、日曜日に当たる5月3日から同月5日まで及び12月28日は、午前9時から午後5時までとする。	3 砧図書館、代田図書館及び尾山台図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、月曜日、休日、1月4日、日曜日に当たる5月3日から同月5日まで及び12月28日は、午前9時から午後5時までとする。
4 下馬図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、1月4日及び12月28日は、午前9時から午後5時までとする。	4 下馬図書館の開館時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、1月4日及び12月28日は、午前9時から午後5時までとする。
5 梅丘図書館、世田谷図書館、烏山図書館及び経堂図書館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び月曜日（1月4日及び12月28日に当たる場合を除く。）並びに休日は午前9時から午後8時までとし、1月4日及び12月28日は午前9時から午後5時までとする。	5 梅丘図書館、世田谷図書館、烏山図書館及び経堂図書館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び月曜日（1月4日及び12月28日に当たる場合を除く。）並びに休日は午前9時から午後8時までとし、1月4日及び12月28日は午前9時から午後5時までとする。
6 前各項の規定にかかわらず、指定管理者が管理する館の開館時間	6 前各項の規定にかかわらず、指定管理者が管理する館の開館時間

改正後	改正前
は、当該指定管理者が、委員会の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。	は、当該指定管理者が、委員会の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。
7 第1項から第5項までの規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めたときは、臨時にこれを変更することができる。 (個人貸出し)	7 第1項から第5項までの規定にかかわらず、委員会は、必要があると認めたときは、臨時にこれを変更することができる。 (個人貸出し)
第5条 図書館資料の個人貸出し（以下この条及び次条において「個人貸出し」という。）を受けようとする者は、個人貸出登録を受けなければならない。	第5条 図書館資料の個人貸出し（以下この条及び次条において「個人貸出し」という。）を受けようとする者は、個人貸出登録を受けなければならない。
2 個人貸出登録を受ける場合は、本人であること、及び住所を証明できるものを提示しなければならない。ただし、館の長（以下「館長」という。）が必要がないと認めた場合は、この限りでない。	2 個人貸出登録を受ける場合は、本人であること、及び住所を証明できるものを提示しなければならない。ただし、館の長（以下「館長」という。）が必要がないと認めた場合は、この限りでない。
3 個人貸出登録の有効期間は、個人貸出登録を受けた日から起算して3年とする。	3 個人貸出登録の有効期間は、個人貸出登録を受けた日から起算して3年とする。
4 個人貸出登録を受けた者には、個人貸出券を交付する。	4 個人貸出登録を受けた者には、個人貸出券を交付する。
5 個人貸出券は、個人貸出しを受けるときに提出するものとする。	5 個人貸出券は、個人貸出しを受けるときに提出するものとする。
6 貸与され、若しくは譲渡され、又は紛失届の出された個人貸出券は、無効とする。	6 貸与され、若しくは譲渡され、又は紛失届の出された個人貸出券は、無効とする。
7 同時に貸出しのできる図書館資料の数は、中央図書館長が別に定める。ただし、地域図書館館長は、特に必要があると認めたときは、中央図書館長と協議の上、これを制限することができる。	7 同時に貸出しのできる図書館資料の数は、中央図書館長が別に定める。ただし、地域図書館館長は、特に必要があると認めたときは、中央図書館長と協議の上、これを制限することができる。
8 図書館資料の貸出期間は、2週間以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。 (個人貸出登録の更新)	8 図書館資料の貸出期間は、2週間以内とする。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。 (個人貸出登録の更新)
第6条 個人貸出登録の有効期間の満了後も個人貸出しを受けようとする者は、当該有効期間の満了の日までに、個人貸出登録の更新を受けなければならない。ただし、館長がやむを得ない事由があると認めるときは、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までの間（次項において「更新猶	第6条 個人貸出登録の有効期間の満了後も個人貸出しを受けようとする者は、当該有効期間の満了の日までに、個人貸出登録の更新を受けなければならない。ただし、館長がやむを得ない事由があると認めるときは、当該有効期間の満了の日の翌日から起算して1年を経過する日以後の最初の3月31日までの間（次項において「更新猶

改正後	改正前
予期間」という。)においては、更新を受けることができる。 2 個人貸出登録の更新を受けていない者は、個人貸出しを受けることができない。ただし、更新猶予期間内においては、1回に限り、個人貸出しを受けることができる。 3 前項の規定にかかわらず、館長がやむを得ない事由があると認めるときは、同項ただし書の規定により個人貸出しを受けた日から起算して60日を経過する日までの間においては、個人貸出しを受けることができる。 4 前条第2項及び第3項の規定は、第1項に規定する個人貸出登録の更新について準用する。 (団体貸出し) 第7条 図書館資料の団体貸出しを受けようとする読書サークル、地域文庫、事業所その他の団体は、団体貸出登録を受けなければならない。 2 館長は、団体の代表者又は責任者の申請があり、当該団体が次に掲げる要件を満たしている場合は、団体貸出登録を行うものとする。 (1) 構成員の総数が5人以上であること。 (2) 営利を目的としていないこと。 3 団体貸出登録の有効期間は、1年以内とする。 4 団体貸出登録を受けた団体には、団体貸出券を交付する。 5 団体貸出券は、図書館資料の団体貸出しを受けるときに提出するものとする。 6 貸与され、若しくは譲渡され、又は紛失届けの出された団体貸出券は、無効とする。 7 団体貸出しは、次の各号によるものとする。ただし、館長は、館の事情によりこれを制限することができる。 (1) 同時に貸出しのできる図書館資料は200冊以内とする。 (2) 図書館資料の貸出期間は、3月以内とする。	予期間」という。)においては、更新を受けることができる。 2 個人貸出登録の更新を受けていない者は、個人貸出しを受けることができない。ただし、更新猶予期間内においては、1回に限り、個人貸出しを受けることができる。 3 前項の規定にかかわらず、館長がやむを得ない事由があると認めるときは、同項ただし書の規定により個人貸出しを受けた日から起算して60日を経過する日までの間においては、個人貸出しを受けることができる。 4 前条第2項及び第3項の規定は、第1項に規定する個人貸出登録の更新について準用する。 (団体貸出し) 第7条 図書館資料の団体貸出しを受けようとする読書サークル、地域文庫、事業所その他の団体は、団体貸出登録を受けなければならない。 2 館長は、団体の代表者又は責任者の申請があり、当該団体が次に掲げる要件を満たしている場合は、団体貸出登録を行うものとする。 (1) 構成員の総数が5人以上であること。 (2) 営利を目的としていないこと。 3 団体貸出登録の有効期間は、1年以内とする。 4 団体貸出登録を受けた団体には、団体貸出券を交付する。 5 団体貸出券は、図書館資料の団体貸出しを受けるときに提出するものとする。 6 貸与され、若しくは譲渡され、又は紛失届けの出された団体貸出券は、無効とする。 7 団体貸出しは、次の各号によるものとする。ただし、館長は、館の事情によりこれを制限することができる。 (1) 同時に貸出しのできる図書館資料は200冊以内とする。 (2) 図書館資料の貸出期間は、3月以内とする。

改正後	改正前
8 団体貸出センターからの貸出しについては、中央図書館長が別に定める。 (図書館資料の貸出の制限) 第8条 館長が指定した図書館資料は、貸出しをしない。 (貸出中の図書館資料の返還) 第9条 館長は、必要があると認めたときは、利用者に対し貸出中の図書館資料を返還させることができる。 (未返納者に対する処置) 第10条 館長は、利用者が図書館資料の返納を怠り、かつ、督促しても返納しない場合には、一定の期間図書館資料の貸出しを停止することができる。 (賠償責任) 第11条 館長は利用者が図書館資料及び器材を亡失し、著しく汚損し、又はき損したときは、同一の図書館資料若しくは器材又は相当の図書館資料若しくは器材を賠償させることができる。 (図書館資料の受贈及び受託) 第12条 図書館資料を寄贈又は寄託しようとする者は、その目録を添えて委員会に申し出るものとする。 2 寄贈又は寄託を受けた図書館資料には、寄贈者又は寄託者の氏名を記載して、区民の利用に供する。 3 寄贈又は寄託を受けた図書館資料のうち、特に価値のあるものについては、特別に整理保存することができる。 4 受託した図書館資料が火災、盗難その他避けられない天災等によって、損失を生じた場合には、館はその責を負わない。 (指定管理者の公募の方法) 第13条 条例第6条第1項の公募は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。 (1) 指定管理者に管理を行わせる館の名称及び位置	8 団体貸出センターからの貸出しについては、中央図書館長が別に定める。 (図書館資料の貸出の制限) 第8条 館長が指定した図書館資料は、貸出しをしない。 (貸出中の図書館資料の返還) 第9条 館長は、必要があると認めたときは、利用者に対し貸出中の図書館資料を返還させることができる。 (未返納者に対する処置) 第10条 館長は、利用者が図書館資料の返納を怠り、かつ、督促しても返納しない場合には、一定の期間図書館資料の貸出しを停止することができる。 (賠償責任) 第11条 館長は利用者が図書館資料及び器材を亡失し、著しく汚損し、又はき損したときは、同一の図書館資料若しくは器材又は相当の図書館資料若しくは器材を賠償させることができる。 (図書館資料の受贈及び受託) 第12条 図書館資料を寄贈又は寄託しようとする者は、その目録を添えて委員会に申し出るものとする。 2 寄贈又は寄託を受けた図書館資料には、寄贈者又は寄託者の氏名を記載して、区民の利用に供する。 3 寄贈又は寄託を受けた図書館資料のうち、特に価値のあるものについては、特別に整理保存することができる。 4 受託した図書館資料が火災、盗難その他避けられない天災等によって、損失を生じた場合には、館はその責を負わない。 (指定管理者の公募の方法) 第13条 条例第6条第1項の公募は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。 (1) 指定管理者に管理を行わせる館の名称及び位置

改正後	改正前
(2) 指定管理者が行う業務の内容 (3) 指定管理者に管理を行わせる期間 (4) 指定管理者の候補者を選定する基準 (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項 (指定申請書の提出)	(2) 指定管理者が行う業務の内容 (3) 指定管理者に管理を行わせる期間 (4) 指定管理者の候補者を選定する基準 (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項 (指定申請書の提出)
第14条 条例第6条第2項の指定管理者の指定の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を委員会に提出しなければならない。	第14条 条例第6条第2項の指定管理者の指定の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を委員会に提出しなければならない。
(1) 団体の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名 (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項	(1) 団体の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名 (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項
2 条例第6条第2項の教育委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。	2 条例第6条第2項の教育委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。
(1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類） (2) 事業の経歴及び概要を示す書類 (3) 財務状況及び経営状況に関する書類 (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類	(1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類） (2) 事業の経歴及び概要を示す書類 (3) 財務状況及び経営状況に関する書類 (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類
3 前2項に掲げる書類及び条例第6条第2項の事業計画書は、委員会が定める期日までに提出しなければならない。 (指定管理者の指定の基準)	3 前2項に掲げる書類及び条例第6条第2項の事業計画書は、委員会が定める期日までに提出しなければならない。 (指定管理者の指定の基準)
第15条 条例第6条第3項第4号の教育委員会で定める基準は、次に掲げるものとする。	第15条 条例第6条第3項第4号の教育委員会で定める基準は、次に掲げるものとする。
(1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第4条第1項に規定する専門的職員及び図書館の運営に必要な相当の知識及び経験を有する者を十分に確保することができること。 (2) 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の適正な管理を行うため	(1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第4条第1項に規定する専門的職員及び図書館の運営に必要な相当の知識及び経験を有する者を十分に確保することができること。 (2) 天災その他緊急事態の発生時における危機管理体制が整備されていること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、図書館の適正な管理を行うため

改正後	改正前
に委員会が別に定める基準 (選定委員会) 第16条 条例第6条第3項の規定による審査を行うため、世田谷区立図書館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。 2 選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。 (指定の通知等) 第17条 委員会は、指定管理者を指定したときは、次に掲げる事項を記載した指定通知書により、指定管理者に通知する。 (1) 指定管理者の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名 (2) 指定管理者として管理を行わせる館の名称及び位置 (3) 指定の期間 (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項 2 委員会は、条例第6条第2項の規定により指定管理者の指定の申請をした者（以下「申請者」という。）について、同条第3項の規定による選定をしなかったとき、又は指定管理者として指定をしなかったときは、申請者にその旨を通知する。 (指定管理者の指定の公告) 第18条 条例第6条第4項の公告は、次に掲げる事項について行うものとする。 (1) 指定管理者に管理を行わせる館の名称 (2) 指定管理者の名称及び事務所の所在地 (3) 指定の期間 (管理に関する協定) 第19条 委員会と指定管理者とは、館の管理に関し必要な協定を締結するものとする。 2 前項の協定には、条例第7条に規定するもののほか、次に掲げる	に委員会が別に定める基準 (選定委員会) 第16条 条例第6条第3項の規定による審査を行うため、世田谷区立図書館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。 2 選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。 (指定の通知等) 第17条 委員会は、指定管理者を指定したときは、次に掲げる事項を記載した指定通知書により、指定管理者に通知する。 (1) 指定管理者の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名 (2) 指定管理者として管理を行わせる館の名称及び位置 (3) 指定の期間 (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項 2 委員会は、条例第6条第2項の規定により指定管理者の指定の申請をした者（以下「申請者」という。）について、同条第3項の規定による選定をしなかったとき、又は指定管理者として指定をしなかったときは、申請者にその旨を通知する。 (指定管理者の指定の公告) 第18条 条例第6条第4項の公告は、次に掲げる事項について行うものとする。 (1) 指定管理者に管理を行わせる館の名称 (2) 指定管理者の名称及び事務所の所在地 (3) 指定の期間 (管理に関する協定) 第19条 委員会と指定管理者とは、館の管理に関し必要な協定を締結するものとする。 2 前項の協定には、条例第7条に規定するもののほか、次に掲げる

改正後	改正前
事項を定めるものとする。 (1) 館の管理の業務に要する費用に関する事項 (2) 館の管理の業務の報告及び調査に関する事項 (3) 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項 (指定管理者が管理する館の業務に係る規定の適用) 第20条 指定管理者が管理する館の業務に係る第5条から第11条までの規定の適用については、第5条第2項ただし書中「館の長（以下「館長」という。）」とあり、同条第8項ただし書、第6条第1項ただし書、同条第3項、第7条第2項、同条第7項ただし書及び第8条から第11条までの規定中「館長」とあり、並びに第5条第7項ただし書中「地域図書館館長」とあるのは「指定管理者」とする。 (プラネタリウムの観覧日及び投影回数) 第21条 条例第8条のプラネタリウム（以下「プラネタリウム」という。）の観覧日は、次のとおりとする。 (1) 土曜日、日曜日（休日に当たらない第3日曜日を除く。）及び休日（1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで（以下「年末年始の期間」という。）を除く。） (2) 世田谷区立学校管理運営規則（昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号）第6条第1項の表に規定する小学校及び中学校の夏季休業日（第3日曜日を除く。）、冬季休業日（年末年始の期間を除く。）及び春季休業日 (3) 都民の日条例（昭和27年東京都条例第75号）第2条に規定する都民の日 2 プラネタリウムの投影回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数とする。 (1) 一般投影のみを行う観覧日 午前1回及び午後2回	事項を定めるものとする。 (1) 館の管理の業務に要する費用に関する事項 (2) 館の管理の業務の報告及び調査に関する事項 (3) 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項 (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項 (指定管理者が管理する館の業務に係る規定の適用) 第20条 指定管理者が管理する館の業務に係る第5条から第11条までの規定の適用については、第5条第2項ただし書中「館の長（以下「館長」という。）」とあり、同条第8項ただし書、第6条第1項ただし書、同条第3項、第7条第2項、同条第7項ただし書及び第8条から第11条までの規定中「館長」とあり、並びに第5条第7項ただし書中「地域図書館館長」とあるのは「指定管理者」とする。 (プラネタリウムの観覧日及び投影回数) 第21条 条例第8条のプラネタリウム（以下「プラネタリウム」という。）の観覧日は、次のとおりとする。 (1) 土曜日、日曜日（休日に当たらない第3日曜日を除く。）及び休日（1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで（以下「年末年始の期間」という。）を除く。） (2) 世田谷区立学校管理運営規則（昭和53年9月世田谷区教育委員会規則第7号）第6条第1項の表に規定する小学校及び中学校の夏季休業日（第3日曜日を除く。）、冬季休業日（年末年始の期間を除く。）及び春季休業日 (3) 都民の日条例（昭和27年東京都条例第75号）第2条に規定する都民の日 2 プラネタリウムの投影回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数とする。 (1) 一般投影のみを行う観覧日 午前1回及び午後2回

改正後	改正前
(2) 一般投影及び特別投影を行う観覧日 委員会がその都度定める回数 (3) 特別投影のみを行う観覧日 委員会がその都度定める回数 3 前2項の規定にかかわらず、委員会が特に必要と認めたときは、臨時にプラネタリウムの観覧日及び投影回数を定め、又は変更することができる。 (プラネタリウムの団体観覧の予約) 第22条 プラネタリウムを団体で観覧しようとする者は、観覧の予約(以下この条において「予約」という。)をすることができる。 2 予約の受付期間は、観覧しようとする日の属する月の1月前の月の初日から観覧しようとする日の前日までとする。 3 予約の受付は、次に掲げる日にはこれを行わないものとする。 (1) 1月1日から同月3日まで (2) 12月29日から同月31日まで 4 予約の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。 (プラネタリウムの観覧券) 第23条 プラネタリウムを観覧しようとする者は、観覧日にプラネタリウム観覧券(第1号様式。以下「観覧券」という。)を購入し、観覧に際して観覧券を係員に提出しなければならない。 (観覧料の減免) 第24条 条例第12条第3項の規定により、観覧料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号)第5条第2項の規定により愛の手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の	(2) 一般投影及び特別投影を行う観覧日 委員会がその都度定める回数 (3) 特別投影のみを行う観覧日 委員会がその都度定める回数 3 前2項の規定にかかわらず、委員会が特に必要と認めたときは、臨時にプラネタリウムの観覧日及び投影回数を定め、又は変更することができる。 (プラネタリウムの団体観覧の予約) 第22条 プラネタリウムを団体で観覧しようとする者は、観覧の予約(以下この条において「予約」という。)をすることができる。 2 予約の受付期間は、観覧しようとする日の属する月の1月前の月の初日から観覧しようとする日の前日までとする。 3 予約の受付は、次に掲げる日にはこれを行わないものとする。 (1) 1月1日から同月3日まで (2) 12月29日から同月31日まで 4 予約の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。 (プラネタリウムの観覧券) 第23条 プラネタリウムを観覧しようとする者は、観覧日にプラネタリウム観覧券(第1号様式。以下「観覧券」という。)を購入し、観覧に際して観覧券を係員に提出しなければならない。 (観覧料の減免) 第24条 条例第12条第3項の規定により、観覧料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年3月20日42民児精発第58号)第5条第2項の規定により愛の手帳の交付を受けている者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の

改正後	改正前
規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者が観覧するとき 観覧料の半額 (2) 前号に規定する者に同伴する介護者（同号に規定する者1人につき1人に限る。）が観覧するとき 観覧料の全額 (3) 区の主催による事業に伴う観覧のとき 観覧料の全額 (4) 国又は他の地方公共団体の主催による事業に伴う観覧のとき 観覧料の半額 (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めるとき 観覧料の半額又は全額 2 前項第1号及び第2号に掲げる者を除き、観覧料の減額又は免除を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、プラネタリウム観覧料減免申請書（第2号様式）を委員会に提出しなければならない。ただし、同項第5号に該当する場合で委員会が相当と認めたときは、この限りでない。 3 委員会は、観覧料の減額又は免除を承認したときは、プラネタリウム観覧料減免承認書（第3号様式）を減免申請者に交付するものとする。 （委任） 第25条 この規則の施行について必要な事項は、世田谷区教育委員会教育長が定める。 付 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際、改正前の東京都世田谷区図書館館則の規定により行った手続その他の行為は、この規則により行った行為とみなす。 3 平成25年10月31日以前に第6条第1項に規定する個人貸出登録を受けた者に係る当該個人貸出登録の有効期間の満了の日は、同条第3項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる個人貸出登録を受	規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者が観覧するとき 観覧料の半額 (2) 前号に規定する者に同伴する介護者（同号に規定する者1人につき1人に限る。）が観覧するとき 観覧料の全額 (3) 区の主催による事業に伴う観覧のとき 観覧料の全額 (4) 国又は他の地方公共団体の主催による事業に伴う観覧のとき 観覧料の半額 (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認めるとき 観覧料の半額又は全額 2 前項第1号及び第2号に掲げる者を除き、観覧料の減額又は免除を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、プラネタリウム観覧料減免申請書（第2号様式）を委員会に提出しなければならない。ただし、同項第5号に該当する場合で委員会が相当と認めたときは、この限りでない。 3 委員会は、観覧料の減額又は免除を承認したときは、プラネタリウム観覧料減免承認書（第3号様式）を減免申請者に交付するものとする。 （委任） 第25条 この規則の施行について必要な事項は、世田谷区教育委員会教育長が定める。 付 則 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際、改正前の東京都世田谷区図書館館則の規定により行った手続その他の行為は、この規則により行った行為とみなす。 3 平成25年10月31日以前に第6条第1項に規定する個人貸出登録を受けた者に係る当該個人貸出登録の有効期間の満了の日は、同条第3項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる個人貸出登録を受

改正後		改正前	
けた日の区分に応じ、同表右欄に掲げる日とする。		けた日の区分に応じ、同表右欄に掲げる日とする。	
個人貸出登録を受けた日	有効期間の満了の日	個人貸出登録を受けた日	有効期間の満了の日
平成元年12月31日まで	平成26年 2 月28日	平成元年12月31日まで	平成26年 2 月28日
平成 2 年 1 月 1 日から平成 4 年12月31日まで	平成26年 5 月31日	平成 2 年 1 月 1 日から平成 4 年12月31日まで	平成26年 5 月31日
平成 5 年 1 月 1 日から平成 7 年12月31日まで	平成26年 9 月30日	平成 5 年 1 月 1 日から平成 7 年12月31日まで	平成26年 9 月30日
平成 8 年 1 月 1 日から平成10年12月31日まで	平成26年11月30日	平成 8 年 1 月 1 日から平成10年12月31日まで	平成26年11月30日
平成11年 1 月 1 日から平成12年12月31日まで	平成27年 2 月28日	平成11年 1 月 1 日から平成12年12月31日まで	平成27年 2 月28日
平成13年 1 月 1 日から平成14年12月31日まで	平成27年 5 月31日	平成13年 1 月 1 日から平成14年12月31日まで	平成27年 5 月31日
平成15年 1 月 1 日から平成16年12月31日まで	平成27年 9 月30日	平成15年 1 月 1 日から平成16年12月31日まで	平成27年 9 月30日
平成17年 1 月 1 日から平成18年12月31日まで	平成27年11月30日	平成17年 1 月 1 日から平成18年12月31日まで	平成27年11月30日
平成19年 1 月 1 日から平成20年12月31日まで	平成28年 2 月29日	平成19年 1 月 1 日から平成20年12月31日まで	平成28年 2 月29日
平成21年 1 月 1 日から平成22年12月31日まで	平成28年 5 月31日	平成21年 1 月 1 日から平成22年12月31日まで	平成28年 5 月31日
平成23年 1 月 1 日から平成24年12月31日まで	平成28年 9 月30日	平成23年 1 月 1 日から平成24年12月31日まで	平成28年 9 月30日
平成25年 1 月 1 日から同年10月31日まで	平成28年10月31日	平成25年 1 月 1 日から同年10月31日まで	平成28年10月31日
付 則（昭和60年 2 月19日世教委規則第 3 号） この規則は、昭和60年 4 月 1 日より施行する。 付 則（昭和63年 7 月25日世教委規則第 6 号）		付 則（昭和60年 2 月19日世教委規則第 3 号） この規則は、昭和60年 4 月 1 日より施行する。 付 則（昭和63年 7 月25日世教委規則第 6 号）	

改正後	改正前
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定中中央図書館に係る部分は、昭和63年7月26日から施行する。 附 則（平成4年7月15日世教委規則第13号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成5年6月24日世教委規則第4号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成7年3月15日世教委規則第2号） この規則は、平成7年4月1日から施行する。 附 則（平成11年3月24日世教委規則第6号） この規則は、平成11年4月1日から施行する。 附 則（平成12年3月31日世教委規則第3号） この規則は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成13年3月30日世教委規則第16号） この規則は、平成13年4月1日から施行する。 附 則（平成14年3月29日世教委規則第8号） この規則は、平成14年4月1日から施行する。 附 則（平成14年5月15日世教委規則第18号） この規則は、平成14年6月1日から施行する。 附 則（平成18年7月14日世教委規則第20号） この規則は、平成18年7月26日から施行する。 附 則（平成22年12月17日世教委規則第18号） この規則は、平成23年1月24日から施行する。 附 則（平成24年3月30日世教委規則第5号） この規則は、平成24年6月4日から施行する。 附 則（平成25年9月27日世教委規則第8号） この規則は、平成25年11月1日から施行する。 附 則（平成26年3月28日世教委規則第8号） この規則は、平成26年4月7日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定中中央図書館に係る部分は、昭和63年7月26日から施行する。 附 則（平成4年7月15日世教委規則第13号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成5年6月24日世教委規則第4号） この規則は、公布の日から施行する。 附 則（平成7年3月15日世教委規則第2号） この規則は、平成7年4月1日から施行する。 附 則（平成11年3月24日世教委規則第6号） この規則は、平成11年4月1日から施行する。 附 則（平成12年3月31日世教委規則第3号） この規則は、平成12年4月1日から施行する。 附 則（平成13年3月30日世教委規則第16号） この規則は、平成13年4月1日から施行する。 附 則（平成14年3月29日世教委規則第8号） この規則は、平成14年4月1日から施行する。 附 則（平成14年5月15日世教委規則第18号） この規則は、平成14年6月1日から施行する。 附 則（平成18年7月14日世教委規則第20号） この規則は、平成18年7月26日から施行する。 附 則（平成22年12月17日世教委規則第18号） この規則は、平成23年1月24日から施行する。 附 則（平成24年3月30日世教委規則第5号） この規則は、平成24年6月4日から施行する。 附 則（平成25年9月27日世教委規則第8号） この規則は、平成25年11月1日から施行する。 附 則（平成26年3月28日世教委規則第8号） この規則は、平成26年4月7日から施行する。

改正後	改正前
附 則（平成28年 3 月11日世教委規則第 6 号） この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成28年 8 月 1 日世教委規則第14号） この規則は、平成28年 9 月 1 日から施行する。 附 則（平成31年 2 月15日世教委規則第 1 号） この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。 附 則（令和 3 年12月10日世教委規則第20号） この規則は、令和 3 年12月20日から施行する。 附 則（令和 4 年 3 月11日世教委規則第 5 号） この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 <u>附 則（令和 7 年 2 月26日世教委規則第〇号）</u> <u>この規則は、令和 7 年 5 月22日から施行する。</u>	附 則（平成28年 3 月11日世教委規則第 6 号） この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成28年 8 月 1 日世教委規則第14号） この規則は、平成28年 9 月 1 日から施行する。 附 則（平成31年 2 月15日世教委規則第 1 号） この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。 附 則（令和 3 年12月10日世教委規則第20号） この規則は、令和 3 年12月20日から施行する。 附 則（令和 4 年 3 月11日世教委規則第 5 号） この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
第 1 号様式（第23条関係）	第 1 号様式（第23条関係）

改正後	改正前
(個人・一般投影用)	(個人・一般投影用)
年 月 日 プラネタリウム観覧券 おとな 第 回 時 分 当日1人1回限り有効 ￥ 世田谷区立中央図書館	年 月 日 プラネタリウム観覧券 おとな 第 回 時 分 当日1人1回限り有効 ￥ 世田谷区立中央図書館
年 月 日 プラネタリウム観覧券 こども 第 回 時 分 当日1人1回限り有効 ￥ 世田谷区立中央図書館	年 月 日 プラネタリウム観覧券 こども 第 回 時 分 当日1人1回限り有効 ￥ 世田谷区立中央図書館

改正後	改正前
(個人・特別投影用)	(個人・特別投影用)
年 月 日 プラネタリウム観覧券 おとな (特 別 投 影) 第 回 時 分 当日 1 人 1 回限り有効 ￥ 世田谷区立中央図書館	年 月 日 プラネタリウム観覧券 おとな (特 別 投 影) 第 回 時 分 当日 1 人 1 回限り有効 ￥ 世田谷区立中央図書館
年 月 日 プラネタリウム観覧券 こども (特 別 投 影) 第 回 時 分 当日 1 人 1 回限り有効 ￥ 世田谷区立中央図書館	年 月 日 プラネタリウム観覧券 こども (特 別 投 影) 第 回 時 分 当日 1 人 1 回限り有効 ￥ 世田谷区立中央図書館

改正後				改正前			
(団体用)				(団体用)			
プラネタリウム観覧券				プラネタリウム観覧券			
年 月 日				年 月 日			
氏 名 (団体名)				氏 名 (団体名)			
観覧日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 (第 回)			観覧日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 (第 回)		
観覧者数	大人 名・小人 名・幼児 名 計 名			観覧者数	大人 名・小人 名・幼児 名 計 名		
観 覧 料	大人 (円 × 名)	円		観 覧 料	大人 (円 × 名)	円	
	小人 (円 × 名)	円	計 円		小人 (円 × 名)	円	計 円
	減額 (規則第 2 4 条第 1 項第 号該当)				減額 (規則第 2 4 条第 1 項第 号該当)		
	大人 (円 × 名)	円			大人 (円 × 名)	円	
	小人 (円 × 名)	円	計 円		小人 (円 × 名)	円	計 円
	合計 円				合計 円		
	免除 (規則第 2 4 条第 1 項第 号該当)				免除 (規則第 2 4 条第 1 項第 号該当)		
※注 1 本券を観覧の際に、係員に提出してください。 2 幼児は、座席を必要とする人数を記入してください。 3 投影開始 1 5 分前までに入場してください。				※注 1 本券を観覧の際に、係員に提出してください。 2 幼児は、座席を必要とする人数を記入してください。 3 投影開始 1 5 分前までに入場してください。			
世田谷区立中央図書館				世田谷区立中央図書館			

改正後					改正前				
第 2 号様式（第24条関係） プラネタリウム観覧料減免申請書					第 2 号様式（第24条関係） プラネタリウム観覧料減免申請書				
年 月 日					年 月 日				
世田谷区教育委員会 あて					世田谷区教育委員会 あて				
住 所 氏 名（団体名） 電話番号					住 所 氏 名（団体名） 電話番号				
下記のとおりプラネタリウム観覧料の減額免除を申請します。					下記のとおりプラネタリウム観覧料の減額免除を申請します。				
記					記				
観覧日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分（第 回）				観覧日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分（第 回）			
観覧者数	大人 名・小人 名・幼児 名 計 名				観覧者数	大人 名・小人 名・幼児 名 計 名			
減免者数	減額	大人 名・小人 名	免除	大人 名・小人 名	減免者数	減額	大人 名・小人 名	免除	大人 名・小人 名
申請理由					申請理由				
※注 太枠内は記入しないでください。 第 3 号様式（第24条関係）					※注 太枠内は記入しないでください。 第 3 号様式（第24条関係）				

改正後					改正前				
プラネタリウム観覧料減免承認書					プラネタリウム観覧料減免承認書				
番 号 年 月 日					番 号 年 月 日				
住 所					住 所				
氏 名（団体名） あて					氏 名（団体名） あて				
電話番号					電話番号				
世田谷区教育委員会 印					世田谷区教育委員会 印				
下記のとおりプラネタリウム観覧料の減額免除を承認します。 記					下記のとおりプラネタリウム観覧料の減額免除を承認します。 記				
観覧日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分（第 回）				観覧日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分（第 回）			
観覧者数	大人 名・小人 名・幼児 名 計 名				観覧者数	大人 名・小人 名・幼児 名 計 名			
減免者数	減額	大人 名・小人 名	免除	大人 名・小人 名	減免者数	減額	大人 名・小人 名	免除	大人 名・小人 名
申請理由					申請理由				
承認区分	減額	規則第 2 4 条第 1 項第 号	免除	規則第 2 4 条第 1 項第 号	承認区分	減額	規則第 2 4 条第 1 項第 号	免除	規則第 2 4 条第 1 項第 号
※注 太枠内は記入しないでください。					※注 太枠内は記入しないでください。				